

### 広島県公営企業管理規程第三号

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

#### 広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 広島県工業用水道条例（昭和四十年広島県条例第三十号）に基づく管理者の権限のうち、次に掲げるものとする。

- (一) 第八条第三項の規定による工業用水道の利用を廃止した者に対する給水施設の撤去等必要な処置の指示
  - (二) 第十一条の規定による工事の承認
  - (三) 第十二条の規定による職員の指定及び工業用水道給水施設工事完了届の受理
  - (四) 第十四条第一項の規定による給水施設の検査及び同条第二項の規定による給水施設の修繕、取替え等必要な処置の指示
  - (五) 第十六条第一項の規定による給水の停止又は制限
  - (六) 第十七条第三項の規定による給水の適正を図るための受水方法の改善その他必要な処置の指示
  - (七) 第十九条の規定による実使用水量の決定
  - (八) 第二十一条の規定による量水器の検査請求の受理及び検査
  - (九) 第二十五条の規定による料金の減免の決定（減免の理由が非常災害又は異常濁水による給水の停止又は制限によるものを除く。）
- 第六条第二号中「広島県工業用水道供給規程」を「広島県工業用水道条例施行規程」に改め、同号中(一)から(六)までを削り、同号(七)中「第二十一条第一項の規定による実使用水量の決定及び認定並びに同条第二項」を「第十三条」に改め、同号(七)を同号(一)とし、同号(八)を削り、同号(九)中「第二十五条」を「第十五条」に改め、同号(九)を同号(二)とし、同号(十)中「第二十六条」を「第十六条」に改め、同号(十)を同号(三)とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「広島県水道用水供給水道規程」を「広島県水道用水供給水道条例施行規程」に改め、同号中(一)から(六)までを削り、同号(七)中「第十二条第一項の規定による実使用水量の決定及び認定並びに同条第二項」を「第八条」に改め、同号(七)を同号(一)とし、同号(八)中「第十三条」を「第九条」に改め、同号(八)を同号(二)とし、同条第三号を同条第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 広島県工業用水供給水道規程の一部を改正する規程（平成二十四年広島県公営企業管理規程第五号）附則第二項の規定による量水器の設置

四 広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年広島県条例第二十号）に基づく管理者権

限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第二条第一項の規定による給水の申込みの受理及び同条第二項の規定による給水の承認
- (二) 第四条第二項の規定による水道用水供給水道の利用を廃止した水道事業者に対する給水施設の撤去等必要な処置の指示
- (三) 第三条第一項の規定による承認使用水量の変更の承認
- (四) 第四条第二項の規定による水道用水供給水道の利用を廃止した水道事業者に対する給水施設の撤去等必要な処置の指示
- (五) 第六条の規定による工事の承認
- (六) 第八条第一項の規定による給水の停止又は制限
- (七) 第九条の規定による給水の適正を図るための受水方法の改善その他必要な処置の指示
- (八) 第十条第一項の規定による実使用水量の決定

附 則

この規程は、公布の日から施行する。